

四半期報告書

(第106期第3四半期)

スタンレー電気株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	12
第4 【提出会社の状況】	13
1 【株式等の状況】	13
2 【株価の推移】	18
3 【役員の状況】	19
第5 【経理の状況】	20
1 【四半期連結財務諸表】	21
2 【その他】	37
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	38

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月10日

【四半期会計期間】 第106期第3四半期(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

【会社名】 スタンレー電気株式会社

【英訳名】 Stanley Electric Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 北野 隆典

【本店の所在の場所】 東京都目黒区中目黒2丁目9番13号

【電話番号】 03(3710)2222

【事務連絡者氏名】 執行役員・経理部門長 飯野 勝利

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区中目黒2丁目9番13号

【電話番号】 03(3710)2222

【事務連絡者氏名】 執行役員・経理部門長 飯野 勝利

【縦覧に供する場所】 スタンレー電気株式会社 大阪支店
(大阪市淀川区西中島7丁目1番5号)

スタンレー電気株式会社 名古屋支店
(名古屋市東区葵3丁目22番8号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第105期 第3四半期 連結累計期間	第106期 第3四半期 連結累計期間	第105期 第3四半期 連結会計期間	第106期 第3四半期 連結会計期間	第105期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (百万円)	173,113	186,235	64,221	61,771	238,888
経常利益 (百万円)	16,623	24,093	8,768	7,788	26,045
四半期(当期)純利益 (百万円)	9,082	13,665	5,094	4,750	17,128
純資産額 (百万円)	—	—	200,321	210,279	211,272
総資産額 (百万円)	—	—	292,045	291,762	302,035
1株当たり純資産額 (円)	—	—	1,076.33	1,136.56	1,133.60
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	52.07	78.93	29.27	27.57	98.25
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	—	78.92	—	27.57	—
自己資本比率 (%)	—	—	64.1	67.1	65.3
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	30,718	26,110	—	—	47,326
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△ 16,989	△ 23,069	—	—	△ 27,094
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	639	△ 6,105	—	—	598
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	—	60,051	60,113	66,839
従業員数 (名)	—	—	13,027	12,758	12,893

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第105期、第105期第3四半期連結累計期間及び第105期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社並びにグループ各社（以下、当社グループ）が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	12,758 [2,091]
---------	------------------

(注) 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は、[]内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	3,608
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
自動車機器事業	44,000	—
コンポーネンツ事業	6,407	—
電子応用製品事業	11,684	—
その他	66	—
合計	62,159	—

(注) 1 金額は販売価格により、セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当社グループは、主に自動車・エレクトロニクスメーカーに対し部品を中心に納入するメーカーであります。

当業界の受注方法は、メーカーの生産計画について3か月程度前に生産見込数量の連絡を受けた後、納品までの間に確定情報を得る形態が一般的となっております。これらの期間等は得意先ごとに異なり、かつ、納品にいたるまで納入数量・時期・品目が変更されることがあります。

当社グループは、数多くの得意先に対し、極めて多種類の製品を納入しており、それぞれの受注形態に対応して、過去の実績・予測・生産能力等を勘案のうえ生産を行っているため、受注高・受注残高の記載を省略しております。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
自動車機器事業	43,877	—
コンポーネンツ事業	6,496	—
電子応用製品事業	11,348	—
その他	48	—
合計	61,771	—

- (注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。
2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
本田技研工業株式会社	7,983	12.4	8,838	14.3

- 3 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等に、変更及び新たな締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新興国を中心とした海外経済の景気回復や、これまでの景気刺激策等を背景に、製造業を中心に企業収益が改善に向かってきました。しかしながら、第3四半期連結会計期間に入り、エコカー補助金等の景気刺激策の終了により個人消費が減少に転じ、さらには、円高、株安の進行等もあり、景気回復のペースは鈍化傾向となっております。

海外に目を向けますと、米国経済は、鉱工業生産は鈍化傾向にあるものの増加基調を維持し、個人消費も底堅く推移する等、緩やかながらも景気回復を持続しております。

アジア各国の経済は、輸出の成長ペースは鈍化しているものの、雇用環境の改善等を追い風に個人消費が底堅く推移している等、景気回復が持続しております。中国経済も輸出や個人消費の拡大により景気は堅調に推移しております。

欧州経済は、引き続き輸出が伸張しているものの、依然として高止まりした失業率等雇用環境の回復の遅れにより、個人消費が伸び悩む等、低調に推移しました。

以上のような経済環境の下、当社グループでは、市場ニーズを的確に捉えた商品開発、受注拡大を目指した営業力強化、生産工程や間接部門の徹底的なムダ取りによるリードタイムの短縮といった「生産革新活動」による生産性向上、徹底的な原価低減等を着実に実行し成果をあげております。しかし、市場の回復ペースが鈍化していること等により、減収減益となりました。

当第3四半期連結会計期間においては、売上高は617億7千1百万円(前年同期比3.8%減)、営業利益は75億4千5百万円(前年同期比9.9%減)、経常利益は77億8千8百万円(前年同期比11.2%減)、四半期純利益は47億5千万円(前年同期比6.8%減)となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

① 自動車機器事業

自動車の世界生産台数は、各国の景気刺激策等を背景とした生産回復が持続し、増加傾向となっております。しかしながら、販売面では、国内のエコカー補助金等の終了、ドイツやイタリア等の欧州の一部の国での景気刺激策終了の影響等から、第3四半期に入り、回復ペースは鈍化している状況にあります。

このような市場環境ではありますが、当社グループの自動車機器事業の売上高は増収となり、営業利益は「生産革新活動」による生産性向上、徹底的な原価低減等により、増益となりました。

その結果、当第3四半期連結会計期間における自動車機器事業の売上高は438億7千7百万円(前年同期比3.4%増)、営業利益は65億6千1百万円(前年同期比12.6%増)となりました。

また、当社は、環境にやさしいエコ製品であるLEDヘッドランプ及びLEDリアランプ及び次世代ヘッドランプとして期待されるADB(アダプティブドライビングビーム:配光可変型前照灯)の開発に注力しており、今後のハイブリッド車や電気自動車等への受注増に向け、積極的な取り組みを強化しております。

② コンポーネンツ事業

当セグメントが関連する自動車及びエレクトロニクス市場は、各国の景気刺激策等が個人消費を押し上げてきたものの、米国、ドイツ等の一部の国での景気刺激策終了の影響等により、回復ペースは鈍化している状況にあります。

このような市場環境の中、当社グループのコンポーネンツ事業は、LEDをはじめLCD(液晶)等の電子デバイス製品を供給しており、市場機会を的確に捉えた新製品投入を実施しております。

売上高は、市場の価格競争激化や顧客の生産開始時期の延期、また、昨年3月にはCCFL事業を撤退していることもあり、これらの影響により減収減益となりました。

その結果、当第3四半期連結会計期間におけるコンポーネンツ事業の売上高は64億9千6百万円(前年同期比25.0%減)、営業利益は10億5千万円(前年同期比23.5%減)となりました。

今後、製品ラインナップの拡充等に注力し、売上高拡大を目指してまいります。

③ 電子応用製品事業

当セグメントが関連する自動車及びエレクトロニクス市場は、コンポーネンツ事業同様、回復ペースが鈍化している状況にあります。

このような市場環境の中、当社グループの電子応用製品事業は、環境にやさしいLED照明製品、液晶用バックライト、ストロボ、操作パネル等のユニットやモジュールを供給しております。

売上高及び営業利益は、一部の顧客の事業撤退や顧客の生産開始時期の延期等の影響により減収減益となりました。

その結果、当第3四半期連結会計期間における電子応用製品事業の売上高は113億4千8百万円(前年同期比12.4%減)、営業利益は5億3千7百万円(前年同期比54.3%減)となりました。

今後、お客さまのニーズを的確に捉えた製品開発を強化し、売上高拡大を目指してまいります。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は2,917億6千2百万円となり、前連結会計年度末に比べ102億7千3百万円減少しております。主な要因は、固定資産が有形固定資産の増加に伴い10億5千4百万円増加したものの、流動資産が113億2千7百万円減少したことによるものです。流動資産の減少は、確定拠出企業年金への一括拠出金の支払いによる現金及び預金の減少、前第4四半期連結会計期間に比べ、当第3四半期連結会計期間の売上が減少したことによる受取手形及び売掛金の減少、確定拠出企業年金への一括拠出金の支払いによる短期の繰延税金資産の減少によるものです。

負債は814億8千2百万円となり、前連結会計年度末に比べ92億8千万円減少しております。主な要因は、確定拠出企業年金への一括拠出金の支払いによるその他の流動負債の減少、前第4四半期連結会計期間に比べ、当第3四半期連結会計期間の仕入が減少したことによる支払手形及び買掛金の減少、賞与引当金が減少したことによるものです。

純資産は2,102億7千9百万円となり、前連結会計年度末に比べ9億9千3百万円減少しております。主な要因は、評価・換算差額等が82億1百万円減少し、株主資本が66億9千8百万円増加したことによるものです。評価・換算差額等では、円高に伴い為替換算調整勘定が減少したことによるものです。また、株主資本では、配当金の支払いにより減少したものの、四半期純利益の計上により利益剰余金が増加したことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前第3四半期連結会計期間末に比べ6千2百万円増加し、601億1千3百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、売上債権の増減額の減少32億1千6百万円、固定資産除売却損益の増加1億円等による資金増があったものの、仕入債務の増減額の減少24億5千3百万円、税金等調整前四半期純利益の減少11億4百万円等による資金減により、前第3四半期連結会計期間末に比べ6千万円減少し、105億7千9百万円となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、無形固定資産の取得による支出の減少5億3千2百万円等による資金増があったものの、有形固定資産の取得による支出の増加40億6千8百万円、投資有価証券の取得による支出の増加12億9千3百万円等による資金減により、前第3四半期連結会計期間末に比べ58億5千2百万円減少し、△100億4千6百万円となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払額の増加1億5千万円等による資金減があったものの、短期借入金の純増減額の増加44億4千9百万円等による資金増により、前第3四半期連結会計期間末に比べ46億2千5百万円増加し、7億3千8百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

一 基本方針の内容（概要）

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉である①当社が長年培ってきた“光技術”及びそれを維持・発展させる技術力やノウハウ、②多様な市場、顧客に対応する幅広い事業分野及びそれを維持・発展させるノウハウ、③自動車メーカー、エレクトロニクスメーカーといった優良な顧客との間で長期にわたって築かれてきた友好的な取引関係及び厚い信頼関係、④当社の革新的な企業文化や高い技術力を支え、生産活動を通じて蓄積されてきたノウハウや技能を有する優秀な従業員の存在、といった有形無形の財産を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体的意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、その株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、大量買付の対象となる会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいはその取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、大量買付の対象となる会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このように当社株式の買付けを行う者が、当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような濫用的な買収に対しては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であり、必要かつ相当な対抗措置を講じることが必要であると考えております。

二 基本方針実現のための取組み（概要）

1. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、グループ共有の基本的価値観である「スタンレーグループビジョン」を目指し、達成すべき10年間の目標として「スタンレーグループ第2長期経営目標」を策定しました。そして、この第2長期経営目標を段階的に実現していくため、平成22年4月から3ヶ年毎の「中期3ヶ年経営計画」を策定し、実行を開始しています。

第IV期中期3ヶ年経営計画（平成22年4月～平成25年3月）は、「キャッシュフロー経営の強化」「新事業創出の基盤確立」「挑戦する風土の定着」を最重要事項として位置づけております。

以上の取り組みにより、いかなる環境下でもキャッシュを創出する強靱な企業体質を形成し、成長し続けることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を最大化できるものと考えております。

また、当社は、コンプライアンス及びリスク管理の徹底により企業としての社会的責任を果たしていくことが、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を図る上で不可欠な要素と考え、コーポレート・ガバナンスに従来から取り組んでおります。当社では、独立した社外監査役3名を含む5名の監査役が、独立した内部監査組織であるコーポレートガバナンス推進室と緊密な連携をとりつつ、経営の透明性を高めるべく公正中立な観点から取締役の職務執行の監査を実施しております。さらに、平成22年6月29日開催の第105回定時株主総会において、社外取締役1名が選任されました。また、意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、それぞれの責任を明確化するため、執行役員制度を導入しております。加えて、個々の従業員における遵法意識を醸成し、その社内定着を図るため、平成17年に「スタンレーグループ行動規範」を制定するとともに、社内教育にも注力しており、全社一丸となって企業価値の向上に努めております。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成22年5月24日開催の当社取締役会において、一で述べた基本方針に照らし、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を継続的に導入することを決定し、平成22年6月29日開催の第105回定時株主総会において、本プランの継続的導入につき承認を得ております。

本プランは、以下の①又は②に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。

- ①当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得
- ②当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

当社の株券等について買付等を行おうとする者は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面等（以下「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書の様式を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、買付内容等の検討に必要な情報等（以下「本必要情報」といいます。）を記載した買付説明書を当社取締役会に対して提出していただきます。当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを、経営陣から独立している社外取締役、社外監査役等で構成される独立委員会に送付します。独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限（原則として、60日を上限とします。）を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見等を提供するように要求することができます。独立委員会は、買付者等及び当社取締役会からの情報等を受領してから原則として最長60日間が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合など、本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。独立委員会は、買付等について発動事由が存しないと判断した場合、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。新株予約権の無償割当てを実施する場合、当該新株予約権は、金1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内において、当社取締役会が決定した金額を払い込むことにより行使し、普通株式1株を取得することができるものとします。また、当該新株予約権には、買付者等による権利行使が認められないという行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社普通株式1株と引換えに新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されるものとします。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。なお、当社取締役会は、本プランに従った新株予約権の無償割当てを実施するに際して、独立委員会が新株予約権の無償割当ての実施に際して予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、又は買付等について発動事由の該当可能性が問題となっており、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆さまの意思を確認することができるものとします。

本プランの有効期間は、平成22年6月29日開催の第105回定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において、新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限の当社取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合又は取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは廃止されるものとします。また、本プランの有効期間中に独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。なお、本プランの継続的導入にあたっては、新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆さまに直接具体的な影響が生じることはありません。

三 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

二1.に記載した基本方針の実現に資する特別な取組みは、一に記載した基本方針に従い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。また、当社取締役会といたしましては、二2.に記載した本プランも、以下の事項を考慮し織り込むことにより、基本方針に従い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

(1) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

本プランは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的として導入されるものです。

(2) 株主意思の重視

当社取締役会は、本プランで定めるとおり、一定の場合には株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆さまの意思を確認することができることとしております。加えて、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆さまのご意向が反映されることとなっております。

(3) 独立性のある社外取締役等の判断の重視及び第三者専門家の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性のある社外取締役等のみから構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。さらに、独立委員会は、当社の費用において独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は13億2千5百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	750,000,000
計	750,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	181,340,000	181,340,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は 100株であります。
計	181,340,000	181,340,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

平成22年 7月29日 取締役会決議	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	2,115個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	211,500株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1,329円 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成25年4月1日～平成28年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 発行価格 1,329円 2. 資本組入額 ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。 ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員、理事、顧問、事業顧問、従業員、再雇用者、嘱託その他これに準ずる地位にあることを要する。 2. 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 (1) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合は、それぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数はこれを切り上げる。

① 株式分割又は株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

- ② 時価を下回る価額で、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- i 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ii 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」とは基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が当該日において保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- iii 自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

- ① 上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、次の算式により、当社普通株式を交付するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- ② 上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

(3) 上記(1)①及び②に定める場合の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得条項

（注）4に準じて決定する。

4 当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年10月1日 から 平成22年12月31日	—	181,340	—	30,514	—	29,825

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間末日現在において、所有する自己株式数は9,065,792株、発行済株式総数に対する所有自己株式数の割合は5.00%であります。

(注) 1 平成22年12月22日付にて、フィデリティ投信株式会社及びその共同保有者から関東財務局長に提出された大量保有に関する変更報告書により、平成22年12月15日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第3四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができておりません。なお、その大量保有に関する変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー	5,962	3.29
エフエムアール エルエルシー (FMR L L C)	米国02109 マサチューセッツ州ボストン、 デヴォンシャー・ストリート82 (82 Devonshire Street, Boston, Massachusetts 02109, USA)	—	—
計	—	5,962	3.29

2 平成22年8月20日付にて、住友信託銀行株式会社及びその共同保有者から近畿財務局長に提出された大量保有に関する変更報告書により、平成22年8月13日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第3四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができておりません。なお、その大量保有に関する変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜4丁目5番33号	6,921	3.80
日興アセットマネジメント 株式会社	東京都港区赤坂9丁目7番1号 ミッドタウン・タワー	206	0.11
計	—	7,127	3.91

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成22年9月30日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 9,064,600	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 172,103,400	1,721,034	—
単元未満株式	普通株式 172,000	—	—
発行済株式総数	181,340,000	—	—
総株主の議決権	—	1,721,034	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が3,000株(議決権30個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式28株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
スタンレー電気株式会社 (自己保有株式)	東京都目黒区中目黒 2丁目9番13号	9,064,600	—	9,064,600	5.00
計	—	9,064,600	—	9,064,600	5.00

(注) 1 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権10個)あります。

なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

2 当第3四半期会計期間末日現在において、所有する自己株式数は9,065,792株、発行済株式総数に対する所有自己株式数の割合は5.00%であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,992	1,898	1,700	1,610	1,498	1,456	1,409	1,565	1,594
最低(円)	1,696	1,610	1,467	1,412	1,215	1,269	1,281	1,308	1,471

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の様動はありませ
ん。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については、あずさ監査法人により四半期レビューを受け、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となりました。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	56,461	60,211
受取手形及び売掛金	※4 44,136	49,043
有価証券	10,602	10,964
たな卸資産	※2 15,607	※2 14,017
繰延税金資産	1,308	4,786
その他	7,196	7,647
貸倒引当金	△56	△86
流動資産合計	135,257	146,584
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	40,406	39,992
機械装置及び運搬具（純額）	27,009	28,443
工具、器具及び備品（純額）	11,089	12,903
土地	13,379	13,237
リース資産（純額）	327	168
建設仮勘定	15,299	9,890
有形固定資産合計	※1 107,511	※1 104,634
無形固定資産		
のれん	9	37
その他	2,035	2,594
無形固定資産合計	2,044	2,632
投資その他の資産		
投資有価証券	42,126	41,405
繰延税金資産	895	858
その他	3,927	5,929
貸倒引当金	△0	△9
投資その他の資産合計	46,948	48,183
固定資産合計	156,504	155,450
資産合計	291,762	302,035

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※4 33,808	35,531
短期借入金	7,513	6,515
リース債務	102	52
未払法人税等	1,267	2,092
繰延税金負債	21	13
賞与引当金	1,272	3,132
役員賞与引当金	142	176
その他	12,010	17,098
流動負債合計	56,139	64,612
固定負債		
社債	10,000	10,000
リース債務	232	119
繰延税金負債	7,606	8,365
退職給付引当金	4,667	4,531
役員退職慰労引当金	119	121
資産除去債務	48	—
その他	2,667	3,010
固定負債合計	25,342	26,149
負債合計	81,482	90,762
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,514	30,514
資本剰余金	29,825	29,825
利益剰余金	160,570	153,036
自己株式	△16,791	△15,955
株主資本合計	204,118	197,420
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	13,293	13,721
為替換算調整勘定	△21,611	△13,839
評価・換算差額等合計	△8,318	△117
新株予約権	11	—
少数株主持分	14,467	13,970
純資産合計	210,279	211,272
負債純資産合計	291,762	302,035

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	173,113	186,235
売上原価	135,533	140,140
売上総利益	37,579	46,094
販売費及び一般管理費	※1 21,836	※1 23,389
営業利益	15,742	22,705
営業外収益		
受取利息	309	397
受取配当金	215	301
持分法による投資利益	477	931
受取ロイヤリティー	581	692
雑収入	386	375
営業外収益合計	1,970	2,698
営業外費用		
支払利息	287	222
為替差損	339	689
雑損失	462	397
営業外費用合計	1,089	1,309
経常利益	16,623	24,093
特別利益		
固定資産売却益	208	124
関係会社株式売却益	22	—
特別利益合計	230	124
特別損失		
固定資産除却損	435	441
固定資産臨時償却費	—	※3 851
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	33
特別損失合計	435	1,326
税金等調整前四半期純利益	16,419	22,891
法人税等	※2 5,085	※2 6,796
少数株主損益調整前四半期純利益	—	16,095
少数株主利益	2,250	2,429
四半期純利益	9,082	13,665

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	64,221	61,771
売上原価	48,479	46,378
売上総利益	15,742	15,393
販売費及び一般管理費	*1 7,370	*1 7,848
営業利益	8,371	7,545
営業外収益		
受取利息	96	126
受取配当金	43	64
持分法による投資利益	229	300
受取ロイヤリティー	194	228
雑収入	79	66
営業外収益合計	642	786
営業外費用		
支払利息	83	81
為替差損	41	199
休止固定資産減価償却費	65	—
雑損失	55	261
営業外費用合計	246	543
経常利益	8,768	7,788
特別利益		
固定資産売却益	187	92
関係会社株式売却益	22	—
特別利益合計	210	92
特別損失		
固定資産除却損	94	100
特別損失合計	94	100
税金等調整前四半期純利益	8,884	7,780
法人税等	*2 2,839	*2 2,271
少数株主損益調整前四半期純利益	—	5,509
少数株主利益	949	759
四半期純利益	5,094	4,750

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	16,419	22,891
減価償却費	15,544	13,579
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	20	△42
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△2,011	△1,857
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	1,299	153
受取利息及び受取配当金	△525	△698
支払利息	287	222
持分法による投資損益 (△は益)	△477	△931
固定資産除売却損益 (△は益)	227	317
固定資産臨時償却費	—	851
関係会社株式売却損益 (△は益)	△22	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△5,936	2,576
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△473	△2,496
仕入債務の増減額 (△は減少)	6,195	1,013
その他	1,864	1,595
小計	32,411	37,175
利息及び配当金の受取額	1,045	1,102
利息の支払額	△230	△286
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△2,508	△4,997
確定拠出年金移行に伴う未払金の支払額	—	△6,882
営業活動によるキャッシュ・フロー	30,718	26,110
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	—	△4,838
定期預金の払戻による収入	—	4,132
有価証券の取得による支出	—	△1,000
有形固定資産の取得による支出	△15,521	△19,871
有形固定資産の売却による収入	563	406
無形固定資産の取得による支出	△835	△353
投資有価証券の取得による支出	△1,376	△1,354
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	0	17
その他	180	△207
投資活動によるキャッシュ・フロー	△16,989	△23,069
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△2,920	1,386
社債の発行による収入	10,000	—
少数株主からの払込みによる収入	—	343
自己株式の取得による支出	△1,506	△2,503
配当金の支払額	△4,128	△4,443
少数株主への配当金の支払額	△749	△845
その他	△55	△43
財務活動によるキャッシュ・フロー	639	△6,105
現金及び現金同等物に係る換算差額	△944	△3,662
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	13,423	△6,726
現金及び現金同等物の期首残高	46,627	66,839
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 60,051	※1 60,113

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用)</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(資産除去債務に関する会計基準の適用)</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係)	<p>第1四半期連結累計期間より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。</p>
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)	<p>前第3四半期連結累計期間において、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「定期預金の預入による支出」及び「定期預金の払戻による収入」は、当第3四半期連結累計期間では区分掲記しております。なお、前第3四半期連結累計期間の「定期預金の預入による支出」の金額は△332百万円、「定期預金の払戻による収入」の金額は575百万円であります。</p>

	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係)	<p>1. 前第3四半期連結会計期間において、区分掲記しておりました「休止固定資産減価償却費」は、営業外費用総額の100分の20以下であるため、当第3四半期連結会計期間においては「雑損失」に含めて表示しております。なお、当第3四半期連結会計期間の営業外費用の「雑損失」に含まれる「休止固定資産減価償却費」は7百万円であります。</p> <p>2. 第1四半期連結累計期間より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく、財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																																
<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額 214,566百万円</p> <p>※2. たな卸資産の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">製品</td> <td style="text-align: right;">8,546百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">仕掛品</td> <td style="text-align: right;">2,934百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">原材料及び貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">4,126百万円</td> </tr> </table> <p>3. 偶発債務 保証債務 金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">従業員の住宅資金借入金</td> <td style="text-align: right;">6百万円</td> </tr> </table> <p>※4. 四半期連結会計期間末日満期手形 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当第3四半期連結会計期間末日は金融機関の休業日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、当第3四半期連結会計期間末残高に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">受取手形</td> <td style="text-align: right;">308百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払手形</td> <td style="text-align: right;">249百万円</td> </tr> </table> <p>5. コミットメントライン契約 当社は資金調達の効率化及び安定性の確保を目的とし、取引金融機関10社とシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しております。 この契約に基づく当第3四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">コミットメント ラインの総額</td> <td style="text-align: right;">10,000百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">一百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">10,000百万円</td> </tr> </table>	製品	8,546百万円	仕掛品	2,934百万円	原材料及び貯蔵品	4,126百万円	従業員の住宅資金借入金	6百万円	受取手形	308百万円	支払手形	249百万円	コミットメント ラインの総額	10,000百万円	借入実行残高	一百万円	差引額	10,000百万円	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額 211,217百万円</p> <p>※2. たな卸資産の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">製品</td> <td style="text-align: right;">8,023百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">仕掛品</td> <td style="text-align: right;">2,054百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">原材料及び貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">3,939百万円</td> </tr> </table> <p>3. 偶発債務 保証債務 同左</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">従業員の住宅資金借入金</td> <td style="text-align: right;">10百万円</td> </tr> </table> <p>4. コミットメントライン契約 当社は資金調達の効率化及び安定性の確保を目的とし、取引金融機関10社とシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しております。 この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">コミットメント ラインの総額</td> <td style="text-align: right;">10,000百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">一百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">10,000百万円</td> </tr> </table>	製品	8,023百万円	仕掛品	2,054百万円	原材料及び貯蔵品	3,939百万円	従業員の住宅資金借入金	10百万円	コミットメント ラインの総額	10,000百万円	借入実行残高	一百万円	差引額	10,000百万円
製品	8,546百万円																																
仕掛品	2,934百万円																																
原材料及び貯蔵品	4,126百万円																																
従業員の住宅資金借入金	6百万円																																
受取手形	308百万円																																
支払手形	249百万円																																
コミットメント ラインの総額	10,000百万円																																
借入実行残高	一百万円																																
差引額	10,000百万円																																
製品	8,023百万円																																
仕掛品	2,054百万円																																
原材料及び貯蔵品	3,939百万円																																
従業員の住宅資金借入金	10百万円																																
コミットメント ラインの総額	10,000百万円																																
借入実行残高	一百万円																																
差引額	10,000百万円																																

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
※1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給料賞与諸手当 8,264百万円 退職給付費用 1,577百万円 賞与引当金繰入額 448百万円 役員賞与引当金繰入額 108百万円 役員退職慰労引当金繰入額 26百万円 貸倒引当金繰入額 12百万円	※1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給料賞与諸手当 8,995百万円 退職給付費用 1,005百万円 賞与引当金繰入額 486百万円 役員賞与引当金繰入額 141百万円 役員退職慰労引当金繰入額 9百万円 貸倒引当金繰入額 3百万円
※2. 当第3四半期連結累計期間に係る法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額を一括して記載しております。	※2. 同左
	※3. 固定資産臨時償却費 当社本社建物の建替えを決定したことに伴い、取壊し予定の建物等の耐用年数を見直し、従来と変更後の帳簿価額との差を固定資産臨時償却費に計上しており、内容は次のとおりであります。 建物及び構築物 851百万円

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
※1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給料賞与諸手当 3,623百万円 退職給付費用 525百万円 役員賞与引当金繰入額 37百万円 貸倒引当金繰入額 9百万円 役員退職慰労引当金繰入額 3百万円 賞与引当金繰入額 △675百万円	※1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給料賞与諸手当 3,834百万円 退職給付費用 339百万円 役員賞与引当金繰入額 43百万円 役員退職慰労引当金繰入額 3百万円 貸倒引当金繰入額 0百万円 賞与引当金繰入額 △722百万円
※2. 当第3四半期連結会計期間に係る法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額を一括して記載しております。	※2. 同左

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
※1. 現金及び現金同等物の当第3四半期連結累計期間 末残高と当第3四半期連結貸借対照表に掲記されて いる科目の金額との関係(平成21年12月31日現在)	※1. 現金及び現金同等物の当第3四半期連結累計期間 末残高と当第3四半期連結貸借対照表に掲記されて いる科目の金額との関係(平成22年12月31日現在)
現金及び預金勘定 50,566百万円 有価証券勘定 9,814百万円 預入れ期間が3か月を 超える定期預金 Δ 330百万円	現金及び預金勘定 56,461百万円 有価証券勘定 10,602百万円 預入れ期間が3か月を 超える定期預金 Δ 5,951百万円 預入れ期間が3か月を 超える譲渡性預金 Δ 1,000百万円
現金及び現金同等物 60,051百万円	現金及び現金同等物 60,113百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	181,340,000

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	9,065,792

3 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数 (株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	—	—	11

上記ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月24日 取締役会	普通株式	2,262	13.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
平成22年10月28日 取締役会	普通株式	2,239	13.00	平成22年9月30日	平成22年11月29日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	自動車機器 事業 (百万円)	電子機器 事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	48,504	15,563	153	64,221	—	64,221
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	194	2,091	591	2,877	(2,877)	—
計	48,698	17,654	745	67,098	(2,877)	64,221
営業利益	6,855	1,521	34	8,411	(40)	8,371

(注) 1 事業区分は、事業の種類別区分によっております。

2 各区分に属する主要な製品の名称

(1) 自動車機器事業……四輪照明製品、二輪照明製品、カーエレクトロニクス製品、
アクセサリ&パーツ製品

(2) 電子機器事業……コンポーネンツ製品、電子応用製品

(3) その他事業……その他

3 会計処理の方法の変更

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、一部の有形固定資産の減価償却の方法は、定率法を採用していましたが、第1四半期連結累計期間より、定額法に変更しております。

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	自動車機器 事業 (百万円)	電子機器 事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	128,446	44,332	334	173,113	—	173,113
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	432	5,354	1,509	7,297	(7,297)	—
計	128,879	49,687	1,844	180,411	(7,297)	173,113
営業利益	13,937	3,277	66	17,281	(1,538)	15,742

(注) 1 事業区分は、事業の種類別区分によっております。

2 各区分に属する主要な製品の名称

(1) 自動車機器事業……四輪照明製品、二輪照明製品、カーエレクトロニクス製品、
アクセサリ&パーツ製品

(2) 電子機器事業……コンポーネンツ製品、電子応用製品

(3) その他事業……その他

3 会計処理の方法の変更

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、一部の有形固定資産の減価償却の方法は、定率法を採用していましたが、第1四半期連結累計期間より、定額法に変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比較して、当第3四半期連結累計期間の営業利益は、自動車機器事業が1,312百万円、電子機器事業が646百万円、その他事業が5百万円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	アジア・ 大洋州 (百万円)	中国 (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する 売上高	32,994	8,682	8,778	11,430	2,335	64,221	—	64,221
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	7,244	1	2,694	2,591	84	12,617	(12,617)	—
計	40,238	8,684	11,473	14,022	2,420	76,839	(12,617)	64,221
営業利益又は 営業損失(△)	3,230	332	1,764	2,442	△57	7,712	658	8,371

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

米州……………アメリカ、ブラジル

アジア・大洋州……タイ、香港、ベトナム、インド、インドネシア、台湾、韓国

中国……………中国

その他の地域………フランス、ドイツ、イギリス、ハンガリー

なお、平成21年10月に、ブラジルに子会社を新規設立し、その数値を従来の区分である「北米」に含めたため、当第3四半期連結会計期間よりセグメント区分の表示を「北米」から「米州」に変更しております。

3 会計処理の方法の変更

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、一部の有形固定資産の減価償却の方法は、定率法を採用していましたが、第1四半期連結累計期間より、定額法に変更しております。

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	アジア・ 大洋州 (百万円)	中国 (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する 売上高	88,769	23,645	23,763	30,931	6,002	173,113	—	173,113
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	18,036	4	6,682	6,537	217	31,477	(31,477)	—
計	106,806	23,650	30,445	37,469	6,219	204,591	(31,477)	173,113
営業利益又は 営業損失(△)	3,418	131	3,984	6,576	△146	13,963	1,779	15,742

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

米州……………アメリカ、ブラジル

アジア・大洋州……タイ、香港、ベトナム、インド、インドネシア、台湾、韓国

中国……………中国

その他の地域………フランス、ドイツ、イギリス、ハンガリー

なお、平成21年10月に、ブラジルに子会社を新規設立し、その数値を従来の区分である「北米」に含めたため、当第3四半期連結会計期間よりセグメント区分の表示を「北米」から「米州」に変更しております。

3 会計処理の方法の変更

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、一部の有形固定資産の減価償却の方法は、定率法を採用していましたが、第1四半期連結累計期間より、定額法に変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比較して、当第3四半期連結累計期間の営業利益は、日本が2,247百万円、アジア・大洋州が31百万円増加しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	米州	アジア・大洋州	中国	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	8,742	8,637	12,714	1,696	31,791
II 連結売上高(百万円)					64,221
III 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	13.6	13.4	19.8	2.6	49.5

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

米州……………アメリカ、ブラジル

アジア・大洋州…タイ、香港、ベトナム、インド、インドネシア、台湾、韓国

中国……………中国

その他の地域…フランス、ドイツ、イギリス、ハンガリー

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	米州	アジア・大洋州	中国	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	23,775	23,559	34,101	4,351	85,786
II 連結売上高(百万円)					173,113
III 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	13.7	13.6	19.7	2.5	49.6

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

米州……………アメリカ、ブラジル

アジア・大洋州…タイ、香港、ベトナム、インド、インドネシア、台湾、韓国

中国……………中国

その他の地域…フランス、ドイツ、イギリス、ハンガリー

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高経営意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社では、製品・サービス別の事業単位を置き、各事業単位は、取り扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は、事業単位を基礎として主に販売市場の類似性、製品の特性に基づき「自動車機器事業」、「コンポーネンツ事業」、「電子応用製品事業」を報告セグメントとしております。

「自動車機器事業」は、主に自動車メーカーに販売する自動車用照明製品を製造しております。「コンポーネンツ事業」は、主に電機・自動車関連メーカーに販売する電子デバイス製品を製造しております。「電子応用製品事業」は、主に電機・自動車・自動車関連メーカーに販売する液晶用バックライト、ストロボ、操作パネル等の得意先の仕様に合わせたユニットやモジュールといった電子応用製品を製造しております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

(単位：百万円)

	自動車 機器事業	コンポーネ ンツ事業	電子応用 製品事業	その他 (注) 1	調整額 (注) 2	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 3
売上高						
外部顧客への売上高	129,770	22,415	33,898	150	—	186,235
セグメント間の内部 売上高又は振替高	73	6,395	70	1,622	△8,162	—
計	129,843	28,811	33,968	1,773	△8,162	186,235
セグメント利益	18,495	3,596	2,062	12	△1,460	22,705

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない身体障害者雇用促進事業、グループに対する金融・経営サービス等の事業活動を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額△1,460百万円には、セグメント間取引消去1,927百万円、のれん償却額△28百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△3,398百万円、たな卸資産の調整額△45百万円、固定資産の調整額83百万円等が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない基礎的試験研究費及び管理部門に係る費用であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

(単位：百万円)

	自動車 機器事業	コンポーネ ンツ事業	電子応用 製品事業	その他 (注) 1	調整額 (注) 2	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 3
売上高						
外部顧客への売上高	43,877	6,496	11,348	48	—	61,771
セグメント間の内部 売上高又は振替高	32	2,295	32	532	△2,893	—
計	43,909	8,792	11,381	581	△2,893	61,771
セグメント利益	6,561	1,050	537	9	△614	7,545

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない身体障害者雇用促進事業、グループに対する金融・経営サービス等の事業活動を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額△614百万円には、セグメント間取引消去658百万円、のれん償却額△9百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△1,232百万円、たな卸資産の調整額△93百万円、固定資産の調整額62百万円等が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない基礎的試験研究費及び管理部門に係る費用であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

なお、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」によった場合の前第3四半期連結累計期間のセグメント情報は次のとおりです。

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

(単位：百万円)

	自動車 機器事業	コンポーネ ンツ事業	電子応用 製品事業	その他	調整額	四半期連結損益 計算書計上額
売上高						
外部顧客への売上高	112,927	24,314	35,536	334	—	173,113
セグメント間の内部 売上高又は振替高	66	4,870	37	1,509	△6,484	—
計	112,994	29,185	35,573	1,844	△6,484	173,113
セグメント利益	11,976	2,886	2,351	66	△1,538	15,742

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されるため、該当する事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,136.56円	1株当たり純資産額	1,133.60円

2 1株当たり四半期純利益金額等

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	52.07円	1株当たり四半期純利益金額	78.93円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	—	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	78.92円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。			

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	9,082	13,665
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	9,082	13,665
普通株式の期中平均株式数(千株)	174,422	173,151
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた四半期純利益調整額の主な内訳(百万円)	—	—
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた普通株式増加数(千株)	—	4
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 29.27円	1株当たり四半期純利益金額 27.57円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 —	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 27.57円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	5,094	4,750
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	5,094	4,750
普通株式の期中平均株式数(千株)	174,051	172,274
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた四半期純利益調整額の主な内訳(百万円)	—	—
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた普通株式増加数(千株)	—	10
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は、前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

2 【その他】

平成22年10月28日開催の取締役会において、次のとおり中間配当を行う旨決議いたしました。

- | | |
|----------------------|-------------|
| ① 中間配当金の総額 | 2,239百万円 |
| ② 1株当たりの金額 | 13.00円 |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成22年11月29日 |
| ④ 中間配当基準日 | 平成22年9月30日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2月12日

スタンレー電気株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 野 村 哲 明 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 森 本 泰 行 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているスタンレー電気株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、スタンレー電気株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社及び国内連結子会社は有形固定資産の減価償却の方法を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 2月10日

スタンレー電気株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野 村 哲 明 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 本 泰 行 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋 山 俊 夫 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているスタンレー電気株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、スタンレー電気株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月10日

【会社名】 スタンレー電気株式会社

【英訳名】 Stanley Electric Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 北野 隆典

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役 平塚 豊

【本店の所在の場所】 東京都目黒区中目黒2丁目9番13号

【縦覧に供する場所】 スタンレー電気株式会社 大阪支店
(大阪市淀川区西中島7丁目1番5号)

スタンレー電気株式会社 名古屋支店
(名古屋市東区葵3丁目22番8号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長北野隆典及び当社最高財務責任者平塚豊は、当社の第106期第3四半期(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

